

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（324））
2. 日時：令和2年5月21日 13時30分～17時40分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

名倉安全管理調査官※、江崎企画調査官、千明主任安全審査官※、
服部主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、日南川技術参与※

事業者：

中国電力株式会社 電源事業本部 担当部長 他17名 ※

5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、「4条 地震による損傷の防止」及び「5条 津波による損傷の防止」について、5月14日及び4月28日提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【4条：上位クラス施設への下位クラス施設の波及的影響】

- 1号炉流路縮小工及び2号炉タービン建物の津波流入防止対策に係る上位クラス施設について、それぞれの施設の区分が分かるように説明すること。
- 上位クラス施設と下位クラス施設の位置関係について、燃料移送系配管のルートを確認し説明すること。
- 下位クラス施設の検討結果について、前回会合からの変更点が分かるように説明すること。
- 上位クラス施設への影響なしとした小規模建物の評価について、建物規模、判定基準等の判定根拠を示した上で、上位クラス施設への影響及び内包する機器配管系への影響を踏まえた判定の妥当性が分かるように説明すること。
- 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設について、上位クラス施設の防波壁に対して下位クラス施設の既設護岸が波及的影響を及ぼすことを含め、各施設の個別審査からも網羅的に抽出して説明すること。

- 下位クラス施設による波及的影響の評価について、地盤の液状化による影響を考慮しない施設の考慮不要とする理由が分かるように説明すること。
- 上位クラス施設範囲と下位クラス施設範囲が混在する施設について、範囲が識別できるように説明すること。
- 浸水防護重点化範囲への津波による浸水を防止するためのバウンダリを構成する設備について、浸水防止設備と位置付け、耐震Sクラスとするのであれば、その旨、明確にして説明すること。
- 下位クラス施設による波及的影響の評価結果について、当該結果に至る理由が分かるように説明すること。
- 1号炉取水槽流路縮小工（上位クラス）に対して波及的影響を及ぼすおそれのある取水槽の部位（下位クラス）について、当該部位を下位クラスとして設定する理由及びその他の部位を下位クラスとして設定しない理由が分かるように説明すること。
- 下位クラス施設による波及的影響の評価のうち、相対変位による影響の評価について、上位クラス施設を特定しない理由が分かるように説明すること。
- 原子炉建物の大型搬入口の耐震対策工事について、プラント運用上の影響を含めた妥当性を説明すること。
- 上位クラス建物と下位クラス建物の相対変位による波及的影響評価について、離隔距離 100mm を影響のない十分な離隔距離と評価した理由が分かるように説明すること。

【5条：浸水防護重点化範囲の設定】

- 浸水量評価のうち「建物外周地下部における地下水位の上昇」について、地震時に想定される地下外壁のひび割れの程度に応じた浸水量評価の方針を説明すること。
- 耐震Sクラス設備を設置するエリアへの浸水防止対策について、復水器エリア防水壁等の「等」に含まれる対策が分かるように説明すること。
- 耐震Sクラス設備を設置するエリアを網羅的に浸水防護重点化範囲として設定する方針について、前回の審査会合からの変更点及び変更理由を示したうえで、内部溢水対策と津波防護対策との兼用等、変更点（浸水防止対策等）の新規制基準における他条文適合との関連を説明すること。
- 耐震Sクラス設備を設置するエリアへの浸水防止対策について、建屋及び取水槽の断面図上において対策案の種類、位置、それらと水位と

の関係等が分かるように説明すること。

- 取水槽循環水ポンプエリアにおける津波の浸水対策について、基準地震動 S_s に対して、循環水ポンプのバウンダリ機能を維持させる方針が分かるように説明すること。
- 海域と接続する低耐震クラス機器及び配管への津波流入防止対策について、損傷しなければ逆止弁による隔離をしなくても流入しないと評価した理由が分かるように説明すること。
- タービン補機海水ポンプ出口弁に設置するインターロックを重要安全施設(MS-1)として位置付ける方針について、先行審査実績を踏まえたうえで、理由付けを明確にして説明すること。
- 「遡上波の地上部からの到達、流入評価結果」及び「取水路、放水路等の経路からの津波の流入評価結果」について、許容津波高さと浸水防止対策との関係を整理して説明すること。
- 放水槽に接続する循環水系配管はコンクリート巻き立てされているため津波が流入することはないとする評価について、その根拠が分かるように説明すること。
- 1、3号炉の取水路、放水路の経路からの津波の流入の可能性について、当該箇所を入力津波の時刻歴波形を説明すること。
- 浸水防護重点化範囲の境界部における浸水防止対策について、制御室建物及び廃棄物処理建物の地下1階を対策不要とした理由が分かるように説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし